

「福山市高齢者保健福祉計画2024」に基づく施設整備に係る質問及び回答((介護予防)認知症対応型共同生活介護)

募集要領について

	質 問	回 答
1	現在3階建ての建物の1階でグループホームを運営しているが、同じ建物の2階で別のグループホームを開設することは可能か。その内容で応募することは可能か。	1階、2階のグループホームごとに、人員基準及び設備基準を満たせるのであれば、同じ建物の2階で別のグループホームを開設する内容で応募することは可能。
2	現在3階建ての建物の1階で2ユニットのグループホームを運営しているが、このグループホームの3ユニット目を2階で開設することは可能か。	可能。
3	グループホームの開設場所として、既存のグループホームの跡地を活用することを検討している。 当該物件については賃貸借契約を締結する予定だが、このような形で建物を活用することは可能か。	その土地・建物が、都市計画法、建築基準法、消防法及び福山市関係条例その他開設や施設建設に関する法令に適合しているのであれば活用することは可能。
4	グループホームの2ユニット開設を希望しているが、整備数の関係で1ユニットだけ開設を許可するケースはあるか。	選考結果の上位得点者から順に、応募に係る希望定員数の合計が本市の整備数(36人)の範囲内である者を整備事業者とする。この場合において、本市の整備数になお残があるときは、次点の事業者について、本市の整備数での整備を了承する場合には、整備事業者に加えることとしている。そのため整備数の残が1ユニット分のみとなり、次点の事業者が了承するのであれば、1ユニット分のみを選定となることもあり得る。

補助金について

	質 問	回 答
1	(介護予防)認知症対応型共同生活介護(新規)の整備に際して建物等に対する補助金は改修でも対象になるか。	空き家等の既存建物を改修(躯体工事の有無を問わず、屋内改修で工事を伴うもの)して、施設等を整備する事業も対象となる。
2	グループホームの開設場所として、既存のグループホームの跡地を活用することを検討している。 当該物件について老朽化部分の改修や内装工事にかかる費用等について、地域密着型サービス等整備助成事業の補助金は対象になるか。また介護施設等の施設開設準備経費等支援事業は対象になるか。	既存グループホームの跡地活用においても、いずれの事業(地域密着型サービス等整備助成事業・施設開設準備経費等支援事業)も対象になりえる。